

令和 7 年大府市水道事業規程一覧

公表日 令和 7 年 3 月 3 1 日

第 2 号 大府市上下水道事業就業規程の一部改正

第 3 号 大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正

大府市水道事業規程第2号

大府市上下水道事業就業規程（昭和52年大府市水道事業規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第18条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）～（11） 略 （12） <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を<u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加を<u>する</u>ことをいう。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	（特別休暇） 第18条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）～（11） 略 （12） <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

改正後	改正前
(13)～(19) 略	(13)～(19) 略

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市上下水道事業規程第3号

大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和52年大府市水道事業規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務の内容	支給 単位	支給額	種類	勤務の内容	支給 単位	支給額
用地交渉手当	略	略	略	用地交渉手当	略	略	略
災害応急作業等 手当	<u>異常な自然現象により重大な 災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 災害対策基本法（昭和36年法 律第223号）第23条第1項又は 第23条の2第1項の規定に基 づき災害対策本部が設置され た大府市以外の地方公共団体</u>	<u>日額</u>	<u>1,080円（災害 対策基本法に 基づく立入禁 止等の措置が なされた区域 等、公営企業の 管理者の権限 を行う市長が</u>				

改正後				改正前				
	<u>の区域に派遣されて行う災害 応急対策又は災害復旧に係る 業務</u>		<u>著しく危険と 認める区域で の業務に従事 した場合にあ っては、2,160 円)</u>					

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。